

令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施並びに エコ整備に係るアンケートの実施及びこれらの報告について

標記につきまして、国土交通省自動車局より、自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）の通達がありました。会員各位におかれましては本趣旨をご理解の上、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領

国土交通省
自動車局整備課

大型自動車（車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。以下同じ。）については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

記

1. 実施期間

令和2年9月1日(火)から11月30日(月)までの3ヶ月間（以下「重点点検期間」という。）。

2. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

点検箇所	点検時期		
	3ヶ月点検		12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
車枠及び車体 (※バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (※バスのみ)			タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

(別表) 重点点検項目

3. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等（以下「地方運輸支局等」という。）は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式（別紙1）により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検（3ヶ月又は12ヶ月点検）を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式（別紙1）に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

大型自動車（車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。）については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にあります。大型自動車の車輪脱輪事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行をお願いしているところですが、依然としてこれらの事故が発生している状況にあります。また、自動車整備事業のCO₂排出量を削減する取組の一環及び自動車の燃費向上の一助として、エコ整備を行うことが効果的であると自動車エコ整備に関する調査検討会において結論づけられて（平成22年3月）いますが、その実態が見えていないのが現状となっているところでございます。

これらの状況を踏まえ、令和2年度自動車点検整備推進運動の一環として、以下のとおり大型自動車の重点点検及びエコ整備に係るアンケートを行うこととします。

今般、道路運送車両法第48条で定める定期点検整備を行う大型自動車については、下表の重点点検項目を特に留意して点検を実施されるとともに、その点検結果をご報告頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、業務ご多忙の折、大変恐縮でございますが、貴社が保有する車両であって、令和2年9月1日（火）から令和2年11月30日（月）までの間に定期点検（3ヶ月又は12ヶ月）を実施した車両について、「重点点検報告様式（別紙1）」に記載し、令和2年12月18日までに、（一社）千葉県トラック協会輸送事業部あてにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、0台としてご返答下さるよう重ねてお願いいたします。

また、「エコ整備に係るアンケート（別紙）」も実施して頂き、「重点点検報告様式（別紙1）」の返信時にご回答頂きますようお願い申し上げます。

（本件に対するお問い合わせ先）

（一社）千葉県トラック協会 交通環境課

TEL：043-239-5348 FAX：043-246-7372



併せて、HPにも掲載しております。

そちらから報告様式等のダウンロードができます。

【修正版】情報誌掲載の報告様式に訂正がございましたので、コチラをご使用頂くかHPからダウンロードして報告をお願い致します。



国土交通省 (取り纏め：〇〇支局等)

重点点検報告様式

別紙 1

事業者名				
保有台数	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち 12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入		総走行距離別	初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数		台	年	台
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクラムの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クラムのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クラムのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。	ホース・パイプの亀裂	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
		クラムの取付状態	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
		クラムのゴムの劣化	件	100 万 km 超	台	H22 年以前	台
			台				
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クラムの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	クラムの取付状態	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
		電気配線の干渉	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
ホイール・タイヤの状態 (3月)	タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全周にわたり、亀裂、損傷、異物かみ込み、偏摩耗がないかを目視などで点検する。	溝の深さ	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
		空気圧	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (3月)	JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。 JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	誤組	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
		緩み	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸び、著しい錆はないか及びねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部・ボルトの部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないか、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視により点検する。	ボルト、ナットの亀裂・損傷・著しい錆	件	~50万km	台	~H27年	台
		ボルトの伸び	件	50超~100万km	台	H26~H23年	台
		ディスク・ホイールの亀裂・損傷	件	100 万 km 超	台	H22 年以前	台
		ハブ取付面の摩耗・損傷	件				
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクラムに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。	他の部分との接触	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
		ホースの劣化	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
		接合部、クラムの緩み	件	100 万 km 超	台	H22 年以前	台
		エア漏れ	件				

(バスのみ)

非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	開閉不良	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
車体車体の損傷 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	損傷	件	50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
				100 万 km 超	台	H22 年以前	台
タービン・ロータの回転具合等 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	~ 50 万 km	台	~ H27 年	台
				50超~100万km	台	H26 ~ H23 年	台
				100 万 km 超	台	H22 年以前	台

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告して下さい。

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

重点点検報告様式					別紙 2
同等	大型バス(集合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)	回収率
保有台数					
定期点検実施台数					
うち 12月点検					

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後は、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 下記にない不具合については、の「不適合」台数に計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車輪別

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数の中に記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

点検の実施方法 (の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上)	必須記入						
	不適合	不具合別内訳					
ホース・パイプの亀裂 ホース・パイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 パイプのクラムの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ホース等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 車は、クラムのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	台	50超~100万km	台	H23~H24	台
		クラムの取付状態	件	100万km超	台	H19年	台
		クラムのゴムの劣化	件	~50万km	台	~H24年	台
		クラムの取付状態	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		電気配線の干渉	件	100万km超	台	H19年以前	台
		溝の深さ	件	~50万km	台	~H24年	台
		空気圧	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		誤組	件	100万km超	台	H19年以前	台
		緩み	件	~50万km	台	~H24年	台
		ボルト亀裂・損傷	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		接合部	件	100万km超	台	H19年以前	台
		緩み	件	~50万km	台	~H24年	台
		緩み	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		緩み	件	100万km超	台	H19年以前	台
		良	件	~50万km	台	~H24年	台
		良	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		良	件	100万km超	台	H19年以前	台
		傷	件	~50万km	台	~H24年	台
		傷	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		傷	件	100万km超	台	H19年以前	台
		傷	件	~50万km	台	~H24年	台
		傷	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		傷	件	100万km超	台	H19年以前	台
		傷	件	~50万km	台	~H24年	台
		傷	件	50超~100万km	台	H23~H20年	台
		傷	件	100万km超	台	H19年以前	台

ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸びはないか及びねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへこみがないかを確認する。
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷 ④ 接合部及びクラムに緩みがないかを確認 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを確認
(バスのみ)	
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを確認
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食
タービン・ロータの回転具等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定める点検項目 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の点検を行う場合は、液状クラム材を用いていないか、注意する。

エコ整備に関するアンケートのお願い

このアンケートはエコ整備に関するアンケートです。自動車の点検・整備において、エンジンオイル及びオイルフィルタ並びにエアフィルタの定期的な交換・清掃及びタイヤ空気圧の定期的な管理等（以下「エコ整備」という。）を行うことは、CO2の排出量を削減し、燃費向上にもつながり、地球環境の保護に効果的とされています。エコ整備に関するアンケートに是非ご協力ください。

問1. エコ整備は、CO2の排出量を抑え、燃費の向上及び地球環境の保護につながるとお思いますか。

(適当と思われる番号に○をつけてください)

- 1. 思う 2. 思わない 3. わからない

(1) 問1. で「1. 思う」と回答された方は、お答えください。

「1. 思う」とした理由は何ですか。以下より選択ください。

- 1. 実際に自社の車両にエコ整備を行っており、その効果が認められるから。→ ①の回答願います。
2. メディア等で宣伝しているから。→ ②の回答願います。
3. その他 () ←具体的な理由をご記入願います。

① (1) で「1.」と回答された方はお答えください。

自社で行っている効果の認められるエコ整備は、以下のうちどれですか。(複数選択可)

- 1. エンジンオイルの定期的な交換 (約 km/ ヶ月毎)
2. オイルフィルタやエアフィルタの定期的な交換・清掃 (約 km/ ヶ月毎)
3. タイヤ空気圧の定期的な管理 (約 km/ ヶ月毎)
4. その他 (具体的な整備項目:)

② (1) で「2.」と回答された方はお答えください。

宣伝等を行っていたのは、以下のうちどれですか。(複数選択可)

- 1. テレビ、ラジオ、インターネットやSNS
2. 整備振興会や各関係協会の会報誌、研修及び勉強会
3. 「自動車エコ整備に関する調査検討会 報告書」(平成22年3月)
http://www.mlit.go.jp/common/000111062.pdf
4. その他 (具体的なメディア名等:)

(2) 問1. で「2. 思わない」と回答された方は、お答えください。

「2. 思わない」とした理由は何ですか。以下より選択ください。

- 1. 過去、自社の車両にエコ整備を行い、その効果が認められなかったから。→ ①の回答願います。
2. オイルやフィルタ等の部品代や、交換作業の時間がかかり、非効率で総合的にはエコ(地球環境の保護)にならないと考えているから。
3. その他 ()

① (2) で「1.」と回答された方はお答えください。

自社で過去に行ったエコ整備とは、以下のうちどれですか。(複数選択可)

- 1. エンジンオイルの定期的な交換 (約 km/ ヶ月毎)
2. オイルフィルタやエアフィルタの定期的な交換・清掃 (約 km/ ヶ月毎)
3. タイヤ空気圧の定期的な管理 (約 km/ ヶ月毎)
4. その他 (具体的な整備項目:)

問2. その他『エコ整備』について、ご意見等ございましたら以下にご記入願います。

[]

以上、ご協力、誠にありがとうございました。